

2

2026

COLUMN

中小企業における人事制度導入のあり方



今月の助成金

両立支援等助成金-介護離職防止支援コース-

徳島あんしん相続

基礎からの相続税 その1-遺産がいくらだったら、相続税は発生するの?-

中小企業における人事制度導入のあり方

今回のコラムでは、「なぜ人事制度が必要なのか」「どのように人事制度を導入すればいいのか」についてお話ししたいと思います。



コラム執筆
アクセスグループ 代表 川入 広平



1 なぜ、人事制度が必要なのか？

ここでいう人事制度とは、人事評価の仕組みと、その評価結果が賃金にどのように反映されるかという仕組みのことを指します。実際、人事制度を入れていない企業も多くあると思います。

「人数も少ない」「社長が見て判断できる」という理由から、制度化の必要性を感じにくかった、という背景もあると思います。しかし、今後は、人を採用するため、あるいは人に評められないように“守る”ためにも人事制度を持っていることは必須と考えた方が正しい時代に入っています。その理由は明確で、人手不足による人材の取り合いが起きているからです。そして、その競争相手となる企業の多くは、すでに人事制度を整えてています。

2 人事制度がもたらす効果

人事制度があることで、急に社員の能力や業務の質が大きく向上するわけではありません。ただし、従業員にとっては「この先、自分はどうなっていくのか」が見通せる指針や希望になりますし、経営者にとっては、「どのような考え方で評価し、何を大切にしているのか」を伝えるメッセージ手段・説明手段になります。実際、多くの中小企業では、「入社したらどうなるのか？」という情報開示が非常に少ないのが現状です。それは待遇面についても同じです。だからこそ、「このような仕組みで評価を行い、フィードバックし、賃金に反映します」という説明があるだけで、採用面でも定着面でも有利になります。



3 「修正ありき」を前提とした人事制度づくり

一方で、人事制度の導入を検討すると、人事制度コンサルティング会社は数多く存在しますが、コンサルティング料が数百万円と高額になるケースも少なくありません。〇〇分析や△△評価など、さまざまな仕組みが盛り込まれ、結果として費用が膨らむこともあります。私自身は、導入時はシンプルな制度をローコストで導入し、評価を回しながら修正していく方法が良いと考えています。これは、実際に自社でも人事制度を作り、運用してきた中での実感でもあります。

どれだけ作り込んだ制度であっても、実際に評価を行うと、「このケースはうまく評価できない」「ここがどうもしつこい」といった点は必ず出でます。また、評価に対する考え方そのもの、導入時点では完全に固まっていることがほとんどです。制度を作り、実際に評価を繰り返していく中で、「当社では、こういう人・こういう行動を評価したいのだ」という軸が明確になり、評価基準 자체が変わっていくことも珍しくありません。そのため、導入当初から作り込みすぎるのではなく、「修正ありき」を前提に、シンプルな制度を導入し、年2回程度の評価を回しながら調整していく。これが、コスト面でも実務面でも無駄の少ない方法ではないかと考えています。

人事制度の導入や見直しをご検討されている経営者さまへ

当社では、人事制度コンサルティングの経験者を採用し、また、自社での人事制度導入・見直しの経験も活かしながら、従来の高額なコンサルティングとは異なる形で、シンプルな人事制度の導入と、運用しながらの見直しを前提としたサービスを、**比較的リーズナブルな料金**でご提供しています。

お問い合わせ先 088-631-8119 (本社 代表電話)

※お電話の際には、「人事制度についてのご相談」とお伝えください。

両立支援等助成金 - 介護離職防止支援コース -

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

両立支援等助成金

- 介護離職防止支援コース -

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば嬉しいです！

両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)とは

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰を取り組み、労働者が介護休業を取得した場合や、介護両立支援制度を利用した場合などに受給できる助成金です。

対象

中小企業事業主

支給対象となる取組

1. 介護休業

介護支援プラン(※)を作成し、プランに基づき介護休業を取得・職場復帰させた場合。

(※)介護支援プランとは、労働者の介護休業取得・職場復帰を円滑にするため、労働者ごとに事業主が作成する実施計画のこと。

2. 介護両立支援制度

介護支援プランを作成し、プランに基づき介護のための短時間勤務制度や介護休暇制度などの仕事と介護の両立ができる制度を利用させた場合。

3. 業務代替支援

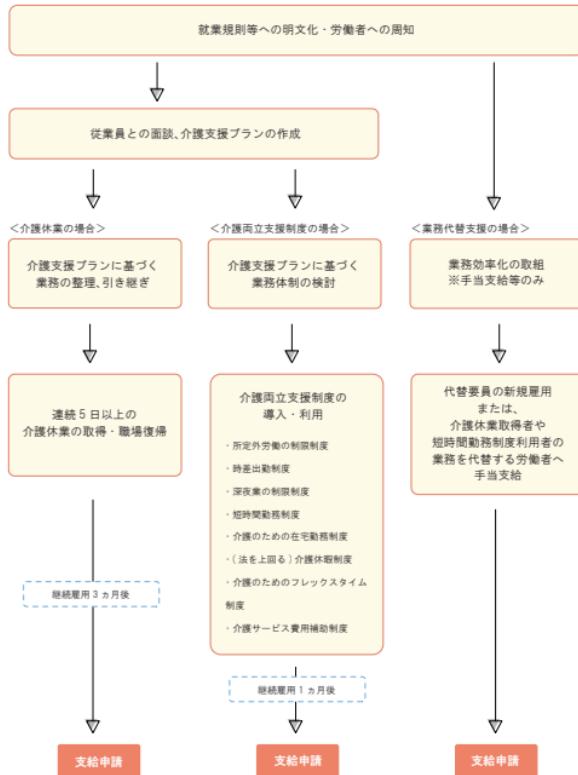
介護休業取得者及び短時間勤務制度利用者について、代替要員の新規雇用(派遣を含む)又は業務を代替する労働者への手当支給等を行った場合。

種別	要件	支給額(※1)
① 介護休業	対象労働者が介護休業を取得し、職場復帰する	40万円 (60万円)
② 介護両立支援制度	制度を1つ導入し、対象労働者が当該制度を利用する	20万円 (30万円)
	制度を2つ以上導入し、対象労働者が当該制度を1つ以上利用する	25万円 (40万円)
③ 業務代替支援	介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で導入する	20万円 (30万円)
	介護休業取得者の業務代替者に手当を支給する	5万円 (10万円)
	介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	3万円

※1 支給額は、休業取得／制度利用者1人当たり。それぞれ1事業主5人まで。

※2 ()内は次の場合の金額。 ①③連続15日以上の休業の場合 / ②合計60日以上の制度利用の場合。

支給申請までの流れ



申請期限

介護休業

対象労働者の介護休業が終了した日の翌日から起算して、3ヶ月が経過する日の翌日から2ヶ月以内。

介護両立支援制度

対象労働者の介護両立支援制度の利用が合計20日又は60日を経過する日の翌日から起算して、1ヶ月が経過する日の翌日から2ヶ月以内。

業務代替支援

「新規雇用」と「手当支給等(介護休業)」の場合は、対象労働者の介護休業が終了した日の翌日から2ヶ月以内。「手当支給等(短時間勤務)」の場合は、対象労働者の短時間勤務が終了した日の翌日から2ヶ月以内。

不明点については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



こちらのQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

徳島あんしん相続

“

基礎からの相続税 その1

遺産がいくらだったら、

相続税は発生するの？



相続税とは、亡くなった方から受け取る遺産が、一定額以上だった場合に発生する税金のことです。では、遺産がいくらだったら、相続税は発生するのでしょうか？また、発生する場合はいくら相続税を支払わなければならぬのでしょうか？このコラムでは、「基礎からの相続税」について全2回に分けてご紹介します。

Q 遺産がいくらだったら、相続税は発生するの？

遺産（相続税の課税価格）が、相続税の基礎控除額（法定相続人一人では3600万円）を超える場合に、相続税がかかります。

（1）相続税の課税価格ってナニ？

- ① 本来の相続財産（亡くなった時の、金融資産・不動産、その他財産）
 - ② みなし相続財産（亡くなった後の、死亡保険金・死亡退職金等）
 - ③ 生前贈与金額（亡くなる前の、贈与税7年以内贈与財産・相続時精算課税による贈与財産）の合計から
 - ④ 非課税財産（死亡保険金のうち一定額）
 - ⑤ 債務・葬式費用
- を差し引いた残額が「相続税の課税価格」です。



非課税財産とは、その財産の性質・社会政策上の見地等から相続税の課税対象とすることが適当でないとされた一定の財産で、主なものは次の3つです。



（2）相続税の基礎控除額っていくら？

基礎控除額は次の算式で計算した金額です。

相続税の基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

（3）法定相続人って誰？

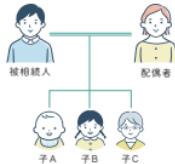
相続人の範囲と法定相続分は民法に定められています。

- ① 配偶者は常に相続人になります。
- ② 配偶者以外の相続人は、優先順位が1子・2直系尊属・3兄弟姉妹と決められています。

	家族	相続人	法定相続分	代襲相続
第一順位	子ども等（直系尊属）がいる	配偶者	1/2	—
		子ども等	1/2	孫・ひ孫等
第二順位	子ども等がいないが親等（直系尊属）がいる	配偶者	2/3	—
		親等	1/3	—
第三順位	子ども等も親等もいない	配偶者	3/4	—
		兄弟姉妹	1/4	甥・姪まで

例) 第一から第三順位を図で表すと以下の通りになります。

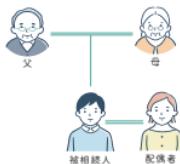
1. 子ども等(直系卑属)がいる



法定相続分

配偶者: 1/2
子A: 1/2 × 1/3 = 1/6
子B: 1/2 × 1/3 = 1/6
子C: 1/2 × 1/3 = 1/6

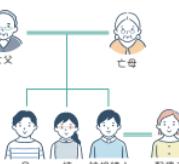
2. 子ども等がないが親等(直系尊属)がいる



法定相続分

配偶者: 2/3
父: 1/3 × 1/2 = 1/6
母: 1/3 × 1/2 = 1/6

3. 子ども等も親等もいない

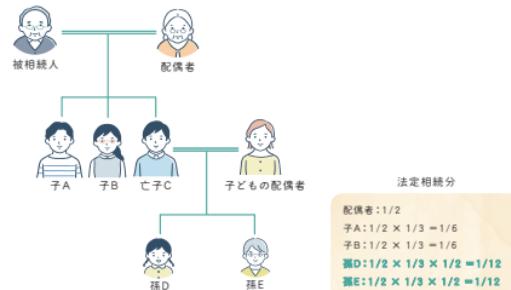


法定相続分

配偶者: 3/4
兄: 1/4 × 1/2 = 1/8
姉: 1/4 × 1/2 = 1/8

【参考】代襲相続

1の子ども等(直系卑属)がいるケースで、子どもが先に死亡している場合には、孫が相続人となり、下の世代へ代襲していきます。これを代襲相続といいます。



法定相続分

配偶者: 1/2
子A: 1/2 × 1/3 = 1/6
子B: 1/2 × 1/3 = 1/6
孫D: 1/2 × 1/3 × 1/2 = 1/12
孫E: 1/2 × 1/3 × 1/2 = 1/12

また、3子ども等も親等もいないケースで、兄弟姉妹が先に死亡している場合には、甥姪までが相続人になり、下の世代へ代襲します。

次回は「基礎からの相続税その2—相続税をいくら?いつまで?支払わなければならないの?~」についてご紹介します!

相続に関するお問い合わせはこちら

088-631-8119

税理士法人アクシス
平日: 9:00~18:00

アクシスグループ

税理士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

行政書士法人アクシス

川人広平公認会計士事務所

株式会社徳島経理代行センター

株式会社高松経理代行センター

株式会社マネジメント・スタッフ

有限会社エムエスサービス

【本社】

〒770-0051

徳島県徳島市北島田町

1丁目3-3

TEL: 088-631-8119

FAX: 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0079

吉野川市鴨島町喜来字宮北

485番地1

TEL: 0883-26-0182

FAX: 0883-26-0187

【高松支店】

〒760-0002

香川県高松市松原町

1108-3

TEL: 087-814-5875

FAX: 087-814-5876

【東京支店】

〒140-0002

東京都品川区東品川

5丁目9番6 1109号